資料１１－２

平成２０年１月２５日
放送システム委員会

意見募集の結果（案）

「放送システム委員会報告に対する意見の募集」（難視対策のためのギャップフィラーに関する技術的条件）に対する意見の募集に対し提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方（案）は下表のとおり。

※　意見募集期間：平成１９年１２月１８日～平成２０年１月１７日

No	意見提出者	意見（全文）	委員会の考え方（案）
1	大分県佐伯市	**ギャップフィラーのケーブルテレビの伝送路活用について** 報告書によれば、ＣＡＴＶ網の伝送路を利用し、末端（終端）からギャップフィラーにより、送信アンテナから個別にアンテナで受信することも可能となっているが、佐伯市で唯一残されている地上デジタル放送の未視聴地域である離島（２島）で、ギャップフィラーにより、地上デジタルで受信できるように計画している。この離島の難視聴地域についてはＣＡＴＶ許可施設による本土センターからＣＡＴＶ伝送路を経由し、ギャップフィラー設備で離島へ伝送し、島内のＣＡＴＶ伝送路を通して住民が地上デジタル放送を受信できるようにしていただきたい。さらに、コミュニティチャンネル（行政自主放送）もギャップフィラーにより送信できるように電波法改正等対応していただきたい。 ＜理由＞ 佐伯市には離島が４島あり、そのうち２島は市営ＣＡＴＶ網によって地上デジタル・アナログ放送を本土と変らず視聴できている。しかし、残りの２島の島内にはＣＡＴＶ網を設置しているが、アナログ放送のみとなっている。この２島は現在２３ＧＨｚ帯を利用したマイクロ波伝送で地上アナログ放送を送信し、島の受信点で受け、ＣＡＴＶ網により各家庭で受信している。この２島は豊後水道にあり、四国波や宮崎県の放送波が妨害波となるため、ＣＡＴＶ網が	本ご意見は、今回の検討対象(デジタル混信等の難視対策のためのギャップフィラーに関する技術的条件)からは外れるものと考えます。

		整備される前においても、共同受信施設を整備し、妨害波を受けない場所に受信点を設置していた。また、島内のＣＡＴＶ伝送路を使用して送信する費用は１島あたり２千万円でできるが、ＣＡＴＶ伝送路を使用しないで送信する場合は１島あたり５千万円の試算となる。さらにマイクロ波伝送では１億円の経費がかかる。（１島はギャップフィラー実証実験済み）	
２	個人（匿名）	**全体への意見**	今回の意見募集の対象はギャップフィラーの技術的条件であり、システムの設置主体や費用負担の在り方等に関する検討は対象外となります。 本ご意見は、今後の施策へのご要望として承ります。
		① スクランブルが掛けられるようにすべき。 ② 「メーカー及び工事関係者は最終的に納められたシステムに対しエンドユーザーに費用請求できる」という原則で製品が作られ、工事が行われることを望む。 ③ 既存建造物における障害対策者の想定からビルオーナーを削除すべき。もしくは受信者も同列に扱うべき。 ④ 都市部における地形による受信障害は放送事業者のみがその対策を講じることができる。という一文が必要である。	
		＜理由＞ ① すでに個人負担で大多数が切り替えてしまっているので無償パススルー電波がこの後、発信されることの理解はもはや得られないから。また、いまさら各世帯への連絡をビルオーナーが行うことは不可能である。 ② 設置して駄目でしたという内容になっており、遠回りして何度も交換して莫大な費用負担となることが明確に示される条件と読める。また、故意に不正請求が行われる可能性が予見できる。基本システムの継ぎ足し程度の商品開発が必要である。 ③ 総務省は「民間同士の話し合いにより解決されるもの」との姿勢と矛盾してビルオーナーと決め付けて記載していることに違和感を覚えるため。 ④ 誰がやらなければいけないかということがなにも決められていないのでこうするしかないということです。	